

瀬戸市老人ホーム入所判定委員会運営規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第25号

瀬戸市老人ホーム入所判定委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 福祉事務所長の諮問に応じて行う老人ホームへの入所措置（以下「入所措置」という。）の可否に関する事項の調査及び審議
- (2) 入所措置の変更等に関する事項の調査及び審議

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 瀬戸保健所長
- (2) 養護老人ホーム施設長
- (3) 瀬戸旭医師会の推薦する医師
- (4) 市老人福祉担当者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(議事録)

第6条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。